

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及びグループ企業は、経営の透明性と健全性を確保し、意思決定と執行の迅速化を進めることにより継続的に企業価値を高めていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の重要課題の一つであると認識しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について、基本的に実施しております。なお、実施しない原則については以下でご説明いたします。
「補充原則4-8-1」の独立社外者のみを構成員とする会合については、当社の社外取締役は3名で全員が監査等委員であることから、監査等委員会がまさに当該会合に当たり、別途会合は設けません。
「補充原則4-8-2」の筆頭独立社外取締役については、監査等委員が全ての社外取締役であることから、監査等委員長が実質上の筆頭独立社外取締役であると考え、別途これを設けません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則1-4）政策保有株式

当社は、取引関係や提携の強化・円滑化を図る目的で政策保有株式を保有いたします。取締役会では、毎年主要な政策保有株式について中長期的な観点から経済合理性等を検証し、保有の是非を判断いたします。

政策保有株式の議決権行使については、当社の企業価値向上と投資先の株主共同の利益に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行いいたします。

（原則1-7）関連当事者間の取引

当社は、関連当事者間の取引を含む全ての取引について、社内規定に従い取引の規模及び重要性に応じて経理・税務・法務などの専門部署の審査を経たうえで、必要な決裁を経て実施しております。決裁内容については内部監査部門が定期的に監査するとともに、監査等委員会が常時閲覧できる体制としています。

取締役の競業取引及び利益相反取引等については、法令及び社内規定に従い、取締役会の承認を受けて実施しております。特に取締役の利益相反取引等に関しては、事前に監査等委員会の承認も受けることとしています。また、取締役に対して毎年「関連当事者との取引に関する情報」のアンケートを求めることとしており、関連当事者間の取引の把握を行っています。

（原則2-6）企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、社員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しており、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮することはございません。

（原則3-1）情報開示の充実

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画、社是、経営戦略について当社ホームページ上で公開しております。

社是: <https://sinanengroup.co.jp/company/management/philosophy.html>

経営戦略、中期経営計画: <https://sinanengroup.co.jp/company/management/vision.html>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書II. 2「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレートガバナンス体制の概要）」、およびホームページ上 (<https://sinanengroup.co.jp/sustainability/governance.html>) 「コーポレートガバナンス」に記載の通りです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

社内規定において監査等委員以外の取締役の報酬を定めており、報酬の内容は基本部分と業績連動部分とで構成されています。取締役会では、毎年規定に従って報酬を支払う旨を決議しています。

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会が決議しています。監査等委員の報酬には業績連動部分ははありません。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

監査等委員以外の取締役の候補者は取締役会全体としての知識、能力のバランスを考慮したうえで、個人として当社グループの事業に精通し、グループ経営を適切に遂行できること、社是（信義・進取・楽業）の精神を備えていることを選任の基本方針としています。

社外取締役については、監査等委員に求められる豊富な経験や高い見識を有していること、或いは法律・企業会計の分野において格別の見識を有していること、かつ当社のガバナンスの向上のため独立の立場から公正で客観的な意見を述べるができることを候補者選任の基本方針としています。

また、手続につきましては、2017年7月1日付で会社法によらない任意の指名委員会を設置しました。指名委員会は、代表取締役社長と監査等委員である社外取締役3名及び社外有識者1名で構成され、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）及びグループ企業の取締役・監査役の候補者を指名することとしています。これにより役員指名の決定に関する手続の透明性と客観性を高め、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実と、グループ全体の健全な発展に寄与するものと考えています。

上記の方針と手続に従い、取締役会で決議いたします。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者の選任・指名については、その都度株主総会招集通知「株主総会参考書類」で説明いたします。また、同招集通知は当社ホームページに掲載しています。

(補充原則4-1-1)

取締役会が取締役に委任せず、自ら意思決定を行う事項は取締役会規程に定めています。

(原則4-9) 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では、独立社外取締役を選任するにあたり、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と称する）の出身者

2. 当社の大株主（注1）

3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者

・当社グループの主要な取引先（注2）

・当社グループの主要な借入先（注3）

・当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等

4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

5. 当社グループから多額（注4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家

6. 社外役員の相互就任関係（注5）となる他の会社の業務執行者

7. 前項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

（注1）大株主とは、当事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務責任者をいう。

（注2）主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。

（注3）主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

（注4）多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定める通りとする。

・当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、年間1千万円を超えるときを多額という。

・当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。

（注5）当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

(補充原則4-11-1) [取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、取締役選任の方針・手続きについては、原則3-1 (iv) に記載しております。

なお、当社は社外取締役を含め取締役6名を選任しており、ホールディングスとしての確かつ迅速な意思決定のための適切な規模と考えております。

(補充原則4-11-2) [取締役の兼任状況]

取締役（候補者を含む）の重要な兼職の状況は株主総会招集通知及び有価証券報告書において毎年開示しております。

(補充原則4-11-3) [取締役会の実効性に関する分析・評価]

取締役会の実効性についての書面によるアンケートを取締役会事務局が取締役（監査等委員である取締役を含む）に対して定期的に実施し、全社役員会議体での報告と共に必要に応じた改善を行っています。

(補充原則4-14-2) [取締役に対するトレーニングの方針]

取締役のトレーニングについては、社外セミナーや研修等を積極的に受講できる環境整備を行い、必要知識の習得及び役割と責任の理解促進に努めております。

また、監査等委員以外の新任取締役に対しては、主に社外研修を活用したトレーニングを実施しております。

(原則5-1) 株主との建設的な対話に関する方針

当社では、IR担当役員が株主との対話全般について統括を行い、建設的な対話の実現を図っております。具体的には総務法務部・財務経理部他主要な担当部署に情報提供を求め、各々の担当部署はIR担当者に協力する体制を構築しています。

株主との対話・面談につきましては、代表取締役社長又はIR担当役員が直接面談に臨むことを基本としております。これは上場企業としての説明責任を全うするとともに、株主との建設的な対話を通じて得られた知見及び考えをその後の経営判断に確実に反映させていくことを目的としたものです。それらの対話において、インサイダー情報（未公表の重要事実）を伝達することはいたしません。

また、当社グループの経営方針・基本戦略や財務状況等をより深くご理解いただくために当社ホームページ等でIR情報開示を積極的に実施しており今後も充実を図って参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

更新

10%以上20%未満

[大株主の状況]

更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
光通信株式会社	977,500	8.98
明治安田生命保険相互会社	840,000	7.72
コスモ石油マーケティング株式会社	789,105	7.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	599,400	5.51
出光興産株式会社	473,808	4.35

シナネングループ取引先持株会	452,316	4.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	416,800	3.83
株式会社三井住友銀行	260,787	2.39
学校法人麻生塾	260,000	2.39
シナネングループ従業員持株会	254,054	2.33

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平野和久	他の会社の出身者											
重森豊	他の会社の出身者								△			
篠連	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野和久	○	○	---	平野氏の有する米国公認会計士や公認内部監査人としての専門的知識を当社コーポレートガバナンスの向上に活かしていただけると判断し、選任しております。
重森豊	○	○	重森氏は、明治安田生命保険相互会社の出身であり、同社とは通常の保険取引を行っています。	重森氏の豊富なビジネス経験を当社コーポレートガバナンスの向上に活かしていただけると判断し、選任しております。
篠連	○	○	---	篠氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社コーポレートガバナンスの向上に活かしていただけると判断し、選任しております。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会との協議により当該使用人が行う内部監査は、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けない。
- ・監査等委員会の補助を行う使用人の人事については、監査等委員会の同意を得なければならない。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査等委員会と内部監査部門の間では、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等につき、相互に検討・意見交換する他、必要に応じて監査等委員が内部監査に立ち会う等、緊密な情報交換、相互連携を図っています。
- ・監査等委員会、内部監査部門は内部統制システムの整備・運用状況について密接に情報交換、意見交換するなど連携を図っています。
- ・監査等委員会、内部監査部門は会計監査人の監査計画及び監査結果報告会に出席する等、会計監査人と定期的に情報交換、意見交換するなど連携を図っています。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性 更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	1	3	1	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—

補足説明 更新

- ・取締役社長を委員長とし、委員長及び監査等委員である社外取締役3名と社外有識者1名で構成します。
- ・当社及びグループ企業の取締役・監査役の候補者を指名します。
- ・委員会の事務局を人事部に設置します。

[独立役員関係]

独立役員の人数

3 名

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業務執行を行う取締役の報酬については、業績等を勘案して決定しています。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

社内取締役及び社外取締役の別に総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

[社外取締役のサポート体制]

監査等委員である社外取締役をサポートするため監査等委員会室に専任者を設置しています。
社外取締役は例外なく取締役会への招集を受け、他の取締役同様に議案提出部署から説明等を受けられる体制になっています。
社外取締役への取締役会招集通知、資料等は他の者へのものと同様に発送されます。
また、常勤監査等委員は、経営会議を含む重要な会議に参加し、重要な経営の情報に接し、意見表明できる体制にあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行については、その重要性により、法令・定款の他、取締役会規程及び決裁規程等に沿って行っています。代表取締役社長の業務執行を補佐する機関として経営会議を設置しています。経営会議は業務執行を行う取締役、常勤監査等委員、担当役員及び社長が指名する者をもって構成され、経営方針や経営の重要事項について協議します。
取締役の候補者の指名は、代表取締役の推薦を受け、会社法によらない任意の指名委員会が行い、取締役会で決議されます。監査等委員の候補者指名については監査等委員会の同意を得ます。
役員報酬は、社内規定を基本として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については取締役会で、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員の協議により監査等委員会決定されます。決定される報酬額は当然に株主総会で決議された報酬額範囲内です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2015年10月、自社を取り巻く環境変化に対応するため、(1) 各事業における権限の委譲及び責任体制の明確化 (2) 経営判断の迅速化 (3) 機動的かつ柔軟な経営を可能にするグループ運営体制の構築を決定し、持株会社体制に移行しました。
監査等委員会設置会社の特徴は「監査・監督機能の強化」と「意思決定の迅速化」であり、これらの特徴は持株会社体制の移行目的と合致しており、当社の機関設計として最適であると考えたからです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は実施日より3週間前の発送を心掛け、議決権行使の円滑化に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	一般的に株主総会が集中すると思われる日は避けるようにしています。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームを採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	議決権電子行使プラットフォーム及び当社ホームページにて掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	事業内容及び中期経営計画に関する説明会を年に複数回開催しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算及び中期経営計画に関する説明会を年に1回開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイトを設置して、「株式情報」「経営方針」「IRライブラリ」「IRニュース」等のサブタイトルのもと各資料を掲載しています。 なお、上記の一部資料については、英文で掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に広報IRチームを設置しています。	
その他	株主通信の発行、機関投資家訪問や電話取材への対応により、投資家の方々とのコミュニケーションに努めています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	シナネンホールディングスグループ企業行動憲章において、社会的責任の実践について規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	シナネンホールディングスグループ企業行動憲章において、地球環境の重要性を認識し、積極的に環境問題に取り組むことを規定しています。 また、毎年、全国の小学生を対象に「いつもありがとう作文コンクール」を開催して、感謝の気持ちを育む社会貢献活動を継続的にを行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	シナネンホールディングスグループ企業行動憲章において、企業情報を適宜適切に開示することを規定しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は当社グループの企業行動憲章及びコンプライアンス規程を制定し、法令遵守を当社グループのあらゆる企業活動の前提とする。
 - (2) 当社はチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制を構築する。
 - (3) チーフ・コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、コンプライアンス違反の再発防止策の指示、研修の実施等を行う。特に重要な問題は、リスク・コンプライアンス委員会で審議し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - (4) 当社は内部通報制度として社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口を設け、コンプライアンスに関わる情報の確保に努める。
 - (5) 当社は反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反であると認識し、その取引等は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社は文書管理の基本事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存及び管理する。
 - (2) 取締役は常時、前号の情報を閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社はリスク管理に関する社内規程を制定し、事業遂行におけるリスクを明らかにして、リスクに応じた的確な管理を行う。
 - (2) 会社を運営するうえで発生または遭遇するリスクに対して組織規程による各職制がそれぞれに与えられた権限と責任に応じて管理する。
 - (3) 内部監査規程により、監査部の内部監査は、取締役会で承認されたリスクベースの監査計画に基づいて行われ、監査結果は、取締役会に直接報告される。
 - (4) 当社はリスク・コンプライアンス委員会において、当社及びグループ企業のリスク及びリスク管理状況のたな卸しを行い、必要に応じてリスク管理の向上を図る方法及びリスクを低減させる方法を社長に提案する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は中期経営計画を策定し、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算等を定めるとともに、月次業績のレビュー及び改善策を実施する。
 - (2) 当社は職務分掌及び意思決定ルール等を社内規程に定め、迅速で効率的な職務執行体制を確保する。
 - (3) 当社は経営会議を設置して、社長の意思決定を補佐する。またグループ経営者会議等を設置して、グループの経営課題に取り組む。
 - (4) 当社は、任意の指名委員会を設置して、取締役（グループ企業の役員を含む）の指名の客観性・透明性を高める。
5. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 事業会社管理規程を制定し、グループ企業の重要な情報について当社への報告を義務付ける他、グループ企業各社に取締役を派遣して、適切な管理・監督を行う。
 - (2) 当社グループ共通のリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会がグループ企業のリスク及びコンプライアンスを統括的に管理する。
 - (3) 当社が設置する社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口はグループ企業の全役員・社員が内部通報等に利用できるものとし、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
 - (4) 前号の通報を行った者に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
 - (5) 監査部は必要に応じてグループ企業の内部監査を行い、業務の適正をチェックする。
 - (6) グループ企業の監査役及び内部監査部門は監査結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の監査状況を監査等委員会に報告する。
 - (7) 当社グループ共通の会計管理システム及びキャッシュ・マネジメント・システムの導入により当社グループ全体の業務効率及び資金効率向上を図る。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員の職務を補助する使用人を、監査等委員会室に配置し、監査等委員の指示によりその職務を行う。
7. 前項の使用人について、監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会との協議により監査部が行う内部監査は、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けない。
 - (2) 監査等委員会の補助を行う使用人の人事については、監査等委員会の同意を得なければならない。
8. 監査等委員以外の取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - (1) 監査等委員以外の取締役は監査等委員会に対し、次に定める事項を報告するものとする。
 - 1) 毎月の経営状況に関する重要な事項
 - 2) 監査部が行う内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 3) 監査部が行う財務情報の適正性の評価に関する重要な事項
 - 4) 内部通報制度の通報状況及び内容
 - 5) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 6) 重大な法令・定款違反
 - 7) その他コンプライアンス上重要な事項
 - (2) 当社グループ企業の全役員・社員は前号4) から6) に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告できるものとする。
 - (3) 前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は社長、リスク・コンプライアンス委員長並びに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。
 - (2) 監査等委員からその職務の執行について前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査等委員の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、これに応じるものとする。
10. 財務報告の適正性を確保するための体制
 - (1) 当社及びグループ企業は経理規程その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。
 - (2) グループ企業の内部統制部門は財務報告の適正性についての評価結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の評価を監査等委員会及びリスク・コンプライアンス委員長に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反であると認識し、その取引等は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じてまいります。

1. グループ行動憲章及び内部統制システム構築に関する基本方針に、反社会的勢力との関係断絶を明記した上で公表し、その意思をグループ内部及び外部に対してアピールいたします。
2. 対応統括部署を総務法務部とし、不当要求防止責任者を任命し、不当要求防止責任者は、外部の講習等に参加し、これをグループ内にフィードバックいたします。
3. 外部専門団体に加入し、情報収集に努めるとともに、問合せ、有事の際の指導を受けられる体制を整えます。
4. 各種契約書雛形に暴力団排除条項を挿入いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

経営監視、業務執行の体制及び内部統制

→ : 選任、監査、監督
⇄ : 協議

